

「事務の共同実施だより」

# しろいし

平成 20 年 11 月 17 日  
第 4 号  
白石町学校運営支援室

## 給与改定は据え置きに (県人勸)

県人事委員会は 10 / 10、県職員の月給と期末・勤勉手当（ボーナス）の改定を 2 年ぶりに見送り、現行水準に据え置くよう知事と県議会議長に報告・勧告しました。

県は一般職で 4 % の給与カットを実施していますが、同委員会は「臨時的な特例措置」と判断。カットしなかった場合の支給額を基礎に検討した結果、民間企業との格差はほとんどなったため、改定見送りが適切としました。



## 年末調整の書類提出はお済みですか？

1 年間の給与総額が確定する年末（12 月給料日）にその年に納めるべき税額（年税額）を正しく計算し、その時まで徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付して清算する手続きが「年末調整」です。

### \* 扶養控除等（異動）申告書について

1. 年中途中で被扶養者がアルバイト（給与所得該当）に就いたような情報は、速やかに事務職員に知らせて下さい。
2. 扶養親族を配偶者と分けている人は必ず D 欄に記入し、配偶者の勤務先も欄外に記入して下さい。
3. 自分には扶養親族は無でも配偶者の扶養親族が有の場合は、必ず D 欄を記入して下さい。

### \* 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書について

1. 生命保険料控除で給与天引きされている保険（団体扱）は、証明書の添付は不要です。
2. 個人年金保険料控除は、年金の支払開始年月日を記入して下さい。
3. 地震保険料控除で、1 枚の証明書で地震保険料と旧長期損害保険料の選択をする場合は、控除の多い方をお選び下さい。
4. 社会保険料控除で子どもの国民年金保険料を申告する場合は、控除証明書を必ず申告書裏面に貼付して下さい。（証明書はすべて裏面に添付です！）

### \* 住宅借入金等特別控除について

1 年目は各自が確定申告をし、2 年目から所属での処理になります。

### \* 医療費控除、寄付金控除、雑損控除、などは確定申告することとなっています！！



# 平成21年度当初予算要求が始まります



秋も深まり、今年もまた来年度の町当初予算の編成時期となりました。  
各学校では要求事項の検討と準備を始めています。

今年度より修繕費は学校に予算の一部を配当し、大規模な修繕・工事は教育委員会が対応することになりました。すでに第3号でお知らせしたとおり各学校とも8月19日に施設視察が終わり、小・中学校別に教育委員会で修繕・工事箇所の優先順位が決定されています。

しかし、それ以外で最近発生した施設の危険箇所修繕や大型備品の修繕・点検調整については早急に把握する必要がありますので、是非今回の要望事項としてとりあげていただきたいのです。

また、来年度に使用する教材備品等についても早期購入ができるように教科主任を中心にして購入計画を立ててくださるようお願いいたします。そのほかのいろいろな予算の要望事項については、各学校の事務職員がとりまとめをしておりますのでお知らせください。

当初予算編成は学校が1年間予算執行をしていくための基礎となる大切なものです。白石町の全児童・生徒のために現時点で予見できることはできる限り当初予算に反映されたものとなるよう教職員皆様のご協力をお願いいたします。



## 『ねんきん特別便』は学校で集約しています！

昨今新聞を賑わせている年金問題ですが、社会保険庁から該当者に「ねんきん特別便」として個人宛の封書で送付されて来ています。今回は該当者に社会保険庁で把握している年金の加入記録を知らせ、記録の「もれ」や「間違い」がないかを確認するためのものです。

6月に公立学校共済組合から送付された「公務員ねんきん特別便」と、今回、社会保険庁が送付する「ねんきん特別便」とが異なる場合でも「公務員ねんきん特別便」の年金記録に誤りがなければ共済組合員期間の将来の年金裁定には影響はありません。共済組合員期間に「もれ」や「間違い」があった場合でも、訂正せずに回答してください。

今回は共済組合員期間以外の国民年金、厚生年金保険、船員保険の期間について「もれ」や「間違い」があった場合に回答票に「ある」と回答してください。

「年金加入記録回答票」に必要事項を記入し、「年金加入記録回答票返信用封筒」（返信用封筒の裏面には必ず、住所、氏名を記入すること）を使用して、各校事務職員に提出してください。それから今回「ねんきん特別便」の届いていない組合員の方は、管轄の社会保険事務所にご照会いただくようお願いいたします。

◎ 「ねんきん特別便」の記載内容に関する問い合わせ先

「ねんきん特別便専用ダイヤル」 0570-058-555

◎ 年金に関する一般的な問い合わせ先 0570-05-1165



★共同実施だより『しろいし』はWebでもご覧になれます。

<http://shiroishijimu.blog17.fc2.com/> ←アクセスお待ちしております。